

事業概要

～汚水処理について～

毎日の生活で使った水、汚水（生活雑排水や、し尿を「汚水」といいます。）が公共の水域に流れ出ると、河川や湖沼の水質汚濁につながり、地域の自然環境に悪影響を与えます。快適で衛生的な生活を営むためには、汚水処理施設の設置が必要となります。

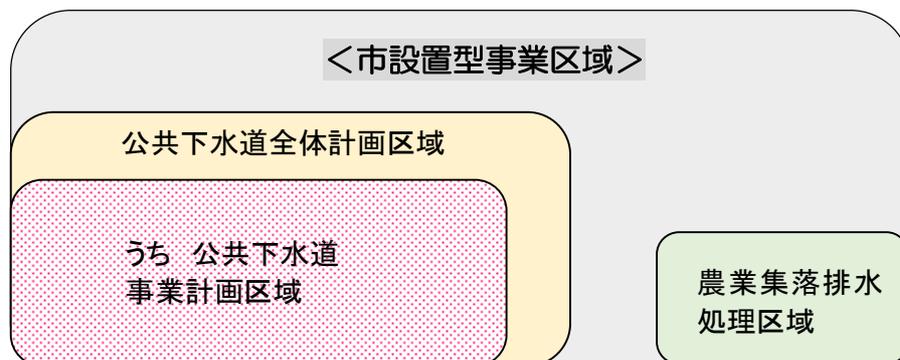
汚水処理施設には、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などがあり、各家庭などから排出された汚水を管渠で集水して一括処理する仕組みを集合処理といい、下水道や農業集落排水施設などが該当します。一方、建物の敷地内で処理する仕組みを個別処理といい、浄化槽がそのひとつです。

（1）事業概要について

市設置型浄化槽は、下水道全体計画区域及び農業集落排水区域を除いた区域（下水道が整備されない区域）を対象に、下水道と同様のサービスを行うため、市が浄化槽の設置から維持管理まで行い、使用者から受益者分担金と浄化槽使用料をお支払いいただく事業です。

本事業の対象は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に定める特定施設を除く100人槽までの浄化槽が対象となります。ただし、都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽設置は対象外です。

汚水処理区域イメージ図



（2）工事費等の費用負担区分・工事の範囲等について

市が工事を行うのは、浄化槽本体の標準工事とブロワの設置の部分となり、標準工事以外に必要な工事（例：放流ポンプ、臭突管、耐荷重の補強工事、ピット設置）については申請者負担となります。

浄化槽設置後の通常の維持管理（保守点検等）については市が負担しますが、ブロワの電気料、放流ポンプ等の維持管理については、申請者負担となります。

※別紙：市設置浄化槽設置に伴う費用負担区分、浄化槽工事の範囲等を御確認ください。

(3) 受益者分担金について

分担金は、全額を一括してお支払いいただきます。

人槽区分	金 額
10人槽まで	18万円
11人槽以上	標準的な工事に要する費用の額に基づき、市長が定める額

(4) 浄化槽使用料金について

◎ 浄化槽使用料金は、水道使用量に応じた、排出汚水量によって算定されます。

区 分	排出汚水量	金 額
基本使用料	10m ³ まで	1,944円
超過使用料	10m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ につき 205円
	20m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ につき 216円
	50m ³ を超え200m ³ まで	1m ³ につき 237円
	200m ³ を超えるもの	1m ³ につき 248円

◎ 井戸水など、水道水以外の水を使用している場合は、次のとおり計算します。

- ① 井戸水など水道水以外の水のみを使用している場合。
世帯人数に応じて下表のとおり計算し、認定汚水量とします。
- ② 水道水と井戸水など複数の水を併用して使用する場合。
複数の使用水がある場合は、水道水の使用水量と下表のとおり計算した認定汚水量を比較して、その量が多い方を排出汚水量とします。

排出汚水量認定基準（1箇月当たりの量）	
世帯区分	認定汚水量
1人につき	4 m ³
浴槽につき	4 m ³
トイレにつき	2 m ³

※ 計算例 5人世帯で風呂、トイレ1箇所の住居の場合

$$4\text{m}^3 \times 5\text{人} + 4\text{m}^3 + 2\text{m}^3 = 26\text{m}^3/\text{月}$$

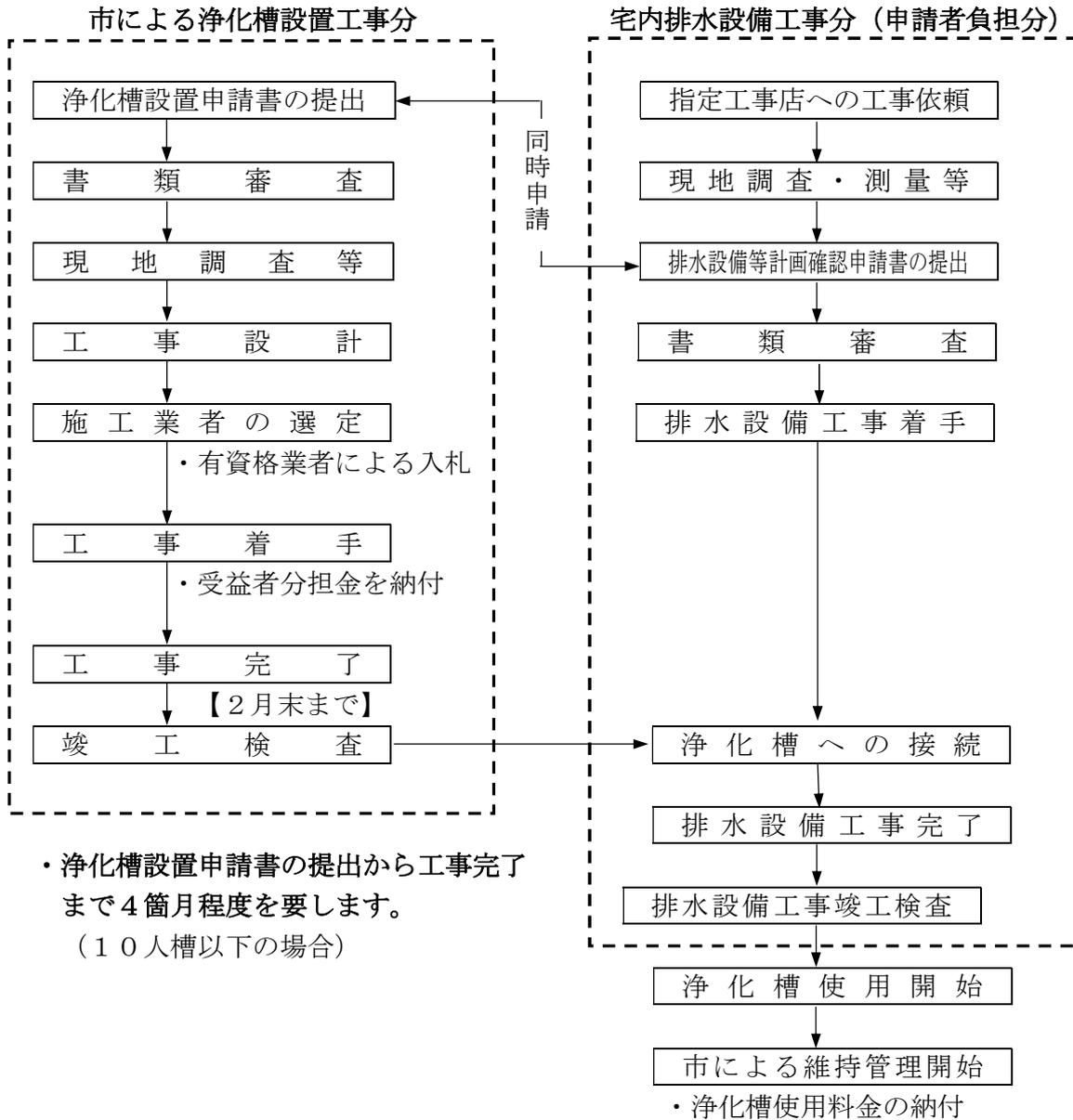
$$1,944\text{円} + 205\text{円}/\text{m}^3 \times 10\text{m}^3 + 216\text{円}/\text{m}^3 \times 6\text{m}^3 = 5,290\text{円}/\text{月}$$

計算表

世帯人数	認定汚水量 (m ³ /月)	浄化槽使用料 (円/月)
1人	10	1,944
2人	14	2,764
3人	18	3,584
4人	22	4,426
5人	26	5,290
6人	30	6,154

※ 世帯人数が変更になった場合には、速やかに届出てください。

(5) 浄化槽設置までの流れ



新築工事や改築工事において、市設置型浄化槽の設置を希望する場合は、着工前の事前相談及び着工前の申請を確実にいただくことにより、無理のない工程の調整ができます。浄化槽工事は、当該年度の【2月末】までに工事を完成させなければなりません。

(6) 申請について

別紙の申請要領に記載の注意点を御確認いただき、記載例に従い申請書を記載の上、添付書類を添えて金成庁舎2階の上下水道部施設課の窓口へ提出してください。

11人槽以上の浄化槽については、必ず事前相談の上で申請をお願いします。

なお、郵送による申請は受付しておりませんので、申請内容を説明できる方が持参の上、申請書を提出してください。申請内容の確認を行います。

受付期限は別紙の申請要領を御確認ください。

※人槽により受付期限が異なりますのでご注意ください。

申請に必要な添付資料等については、市の排水設備指定工事店にご相談ください(排水設備工事は、排水設備の指定工事店しか工事を請け負うことができません。)

(7) 様式等について

事業の概要や申請書等の様式、排水設備指定工事店については、栗原市ホームページに掲載されていますので御確認ください。

事業概要・申請要領

栗原市HP → 暮らしの情報 → 水道、下水道 → 下水道などの汚水処理事業
→ 浄化槽の設置・補助金申請方法

排水設備指定工事店

栗原市HP → 暮らしの情報 → 水道、下水道 → 下水道などの汚水処理事業
→ 排水設備指定工事店

《問合せ先》

上下水道部 経営課 電話番号：0228-42-1130

・使用料金及び受益者分担金について お客様係

上下水道部 施設課 電話番号：0228-42-1133

・市による浄化槽設置工事について 施設整備係

・浄化槽維持管理について 施設管理係

・排水設備について 給排水係

申請要領

申請にあたっては、下記の1から6までの内容を十分に確認の上、申請をお願いいたします。なお、申請期限を過ぎた場合は受付をお断りいたします。

記

1 申請する上での注意点

- ① 10人槽（一般家庭用浄化槽）までの場合、申請書の受理から工事完了まで概ね4箇月程度の期間を要することから、余裕のある工事を計画してください。
- ② 11人槽以上の大型浄化槽の場合、申請書の受理から工事完了まで9箇月程度の期間を要します。工期及び工程の都合により申請を受付できない場合もありますので、必ず事前協議の上、申請してください。
- ③ 一般住宅以外での用途（工場、事業所、飲食店など）の場合は、人槽算定に事業計画及び内容等の確認が必要です。必ず事前協議の上、申請してください。
- ④ 浄化槽の人槽は、申請後に現地調査や聴き取りをした後に市が決定します。
- ⑤ 浄化槽の施工場所が埋蔵文化財や河川保全区域等になっている場合には、関係先との協議等が必要となるほか、建物工事の状況等（浄化槽の設置位置に足場があるため施工出来ない等）によっても、不測の日数を要する場合があります。
- ⑥ 浄化槽工事にあたっては、施工場所への進入路や設置のための施工面積（例：7人槽で4メートル×5メートル程度）の確保が必要であり、宅地の条件等によっては、浄化槽を設置できない場合があります。
- ⑦ 浄化槽の設置予定場所に支障木やアスファルト舗装等がある場合については、浄化槽設置工事前に撤去をお願いします。
- ⑧ 浄化槽の設置場所は、なるべく車両等の駐車や往来のない場所に計画してください。浄化槽破損の原因となります。
- ⑨ 本工事で設置する浄化槽の標準仕様は、乗用車(2000cc以下、かつ総重量2t以下)の荷重に耐える強度を想定した設計です。これを超える車両等の荷重や往来が想定される場所へ浄化槽を設置する場合は、申請者負担で補強工事を行う必要があります。
- ⑩ 設置後の適正な維持管理のため、浄化槽の保守点検及び清掃並びに汚泥収集運搬に支障が無い場所への設置を計画してください。
- ⑪ 浄化槽処理水の排除方法は原則として自然流下ですが、自然放流ができない場所へ浄化槽を設置する場合は、申請者負担で放流ポンプと臭突管を設置し、維持管理を行ってください。
- ⑫ 放流管は、放流先の最高水位より高くなるよう留意して計画してください。
- ⑬ 浄化槽を設置する土地の地目が農地（田・畑）の場合は設置できませんので、農地転用等の手続を終えてから申請してください。
- ⑭ 事業実施や土地開発等で許認可が必要な施設及び土地の場合は、許認可の手続終了後に申請してください。
- ⑮ 浄化槽を設置する土地の所有者が死去等によって存在せず、土地使用同意の承諾を得られない場合は、原則として相続する者に名義変更を行ってから申請をしてください。ただし、相続者が名義変更を確約する旨の誓約書及び前土地所有者との相続の関係を確認できる戸籍謄本を添付する場合に限り、申請を認めるものとします。
- ⑯ 浄化槽完成後、速やかに排水設備工事を行い、浄化槽に接続してください。

2 申請書の記載にあたっての注意点

- ① 申請者署名欄は自筆で署名してください。また、㊟は実印を捺印してください。
- ② 電話番号については、内容確認や日程調整等で連絡する場合がありますので、平日の昼間に連絡の取れる番号の記載をお願いします。
- ③ 工事の希望期間については、工事完了までの期間（10人槽までで4箇月程度、11人槽以上で9箇月程度）を考慮して日付を設定し記載してください。
- ④ 土地の所有者、地目等の記載にあたっては、全部事項証明での確認をお願いします。
- ⑤ 土地の使用同意書については、申請者と土地所有者が同一であっても、必ず記入してください。また㊟は実印での押印をお願いします。
- ⑥ 土地が共有名義の場合は、共有者についても記名押印をお願いします。

3 添付書類

- ① **印鑑登録証明書**（発行日から3箇月以内のものに限る、コピー不可）……最寄りの総合支所市民サービス課で取得してください。
※申請者と土地所有者が異なる場合や土地が共有名義の場合は、原則として土地所有者全ての印鑑登録証明書が必要です。
- ② **当該土地の全部事項証明書**（コピー不可）……法務局で取得してください。
※通常使用している「住所」と登記上の「地番」は違う場合がありますので、浄化槽の設置を予定している「地番」の全部事項証明書を取得してください。
- ③ **当該土地の公図**（地籍図に準ずる図面）（コピー不可）……法務局で取得してください。
- ④ **浄化槽を設置する土地の位置図**
※申請者宅の位置が確認できる住宅地図
- ⑤ **建築物等の配置図**
※申請者宅の敷地内における建造物の配置が確認できる図面（手書可）
※浄化槽の設置予定地や、放流先も確認できるように記入してください。
- ⑥ **建築物等の平面図、排水設備等計画確認申請書に添付の図面**（排水設備等工事平面図、縦断面図）
※住居内の間取りや排水位置が確認できる図面（手書可）
※新築及び増改築等の建築確認を伴う場合は、建築確認に添付した図面又は建築計画が確認できる図面
※排水設備工事関連の図面等については、市の排水設備指定工事店に御相談ください
- ⑦ **排水設備工事の見積書**（排水設備等計画確認申請書に添付の排水設備等工事調書、申請者が受け取っている見積書か契約書のコピーなど）
- ⑧ **浄化槽の設置に係る承諾及び接続に関する誓約書**
- ⑨ 許認可等が必要な施設、土地の場合は、その許認可等が確認できる書類の写し（新築の場合は建築確認の写し、農地転用関係書類の写し 等）
- ⑩ その他必要と認められる書類

4 排水設備等計画確認申請書の提出について

- ① 浄化槽設置工事の設計は、排水設備等計画確認申請書添付の平面図、縦断図を基に行います。問題なく工事ができるよう、排水設備工事の図面は、現地測量及び現地調査を実施の上、作成し提出してください。
- ② 本事業申請と併せて排水設備等計画確認申請書の提出も行ってください。

5 申請期限

人 槽	申請期限	工 期
5人槽 ～ 7人槽	令和2年(2020年)12月 4日 (金)	4箇月程度
10人槽	令和2年(2020年)11月30日 (月)	
11人槽 ～ 50人槽	令和2年(2020年) 8月31日 (月)	9箇月程度
51人槽 ～ 100人槽	令和2年(2020年) 6月30日 (火)	

- ※1 11人槽以上の浄化槽については、必ず事前相談の上で申請をお願いします。
- ※2 浄化槽を設置する建物工事の進捗状況及び現地状況等により、工事完了まで不測の日数がかかることを御承知の上、余裕のある日程で申請書の提出をお願いします。

6 申込方法

- ① 上下水道部施設課窓口（金成庁舎2階）へ、申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。
- ② 郵送等による申請は受付しておりません。申請内容を説明できる方が窓口を持参の上、担当者確認を受け、申請書を提出してください。

《お問合せ先》

上下水道部 施設課 電話番号：0228-42-1133

記載例

戸別合併処理浄化槽設置申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

栗原市長 殿

住 所 栗原市築館薬師1丁目7番1号

申請者 氏 名 栗原太郎 (実印)

電話番号 0228-〇〇-〇〇〇〇

栗原市戸別合併処理浄化槽設置条例施行規則第5条第1項の規定に基づき、戸別合併処理浄化槽の設置について、次の事項を誓約し、下記のとおり申請いたします。

電話番号については、平日の昼間に連絡可能な番号の記載をお願いします。

- 1 栗原市戸別合併処理浄化槽設置条例及び栗原市戸別合併処理浄化槽事業分担金条例その他関係法令を遵守します。
- 2 戸別合併処理浄化槽の改築又は廃止を必要とするときは、市長の承認を得て行い、これに要する費用は、申請者又は使用者が負担します。

記

工事希望期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで				
設置する土地、建築物等、使用者の現況					
戸別合併処理浄化槽設置場所	栗原市築館薬師1丁目7番1号			地目	宅地
上記土地の所有者	栗原次郎		申請者との続柄	弟	
建築物等所有者	栗原太郎		申請者との続柄	本人	
敷地面積	建築面積	延床面積	使用人員	水源	備考
〇〇〇m ²	〇〇〇m ²	〇〇〇m ²	〇人	市水道・自家水	
設置予定浄化槽	〇〇人槽			(注) 自家水使用の場合はどこに使っているのか備考に記入してください	
添付書類					
<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者及び戸別合併処理浄化槽を設置する土地の所有者(当該所有者が死亡している場合にあつては、当該土地の相続人)の印鑑証明書(発行日から3月以内のものに限る。)、当該土地の登記事項証明書及び地籍図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図をいう。)又は公図(地籍図に準ずる図面をいう。)の写し 2 戸別合併処理浄化槽を設置する土地の位置図並びに排水設備を設ける建築物等の配置図及び平面図 3 その他市長が必要と認めるもの 					

※下記を記入してください。

土地の使用同意書

栗原市戸別合併処理浄化槽設置条例第7条の規定に基づき、戸別合併処理浄化槽が設置されている間、下記土地については、市職員(市が委託した業者を含む。)の立入及び無償での使用について同意します。

記

1 申請者:住所 栗原市築館薬師1丁目7番1号

氏名 栗原太郎 (実印)

2 土地所有者:(当該所有者が死亡している場合にあつては、当該土地の相続人)

土地が共有名義の場合は、共有者についても記名押印をお願いします(人数が多い場合は、別紙で添付してください)

住所 栗原市金成沢辺町沖200番地

氏名 栗原次郎 (実印)

3 戸別合併処理浄化槽設置場所 栗原市築館薬師1丁目7番1号

戸別合併処理浄化槽設置申請書

年 月 日

栗原市長 殿

住 所
 申請者 氏 名 自 筆 (実印)
 電話番号
 (携帯電話)

栗原市戸別合併処理浄化槽設置条例施行規則第5条第1項の規定により、戸別合併処理浄化槽の設置について、次の事項を誓約し、下記のとおり申請いたします。

- 1 栗原市戸別合併処理浄化槽設置条例及び栗原市戸別合併処理浄化槽事業分担金条例その他関係法令を遵守します。
- 2 戸別合併処理浄化槽の改築又は廃止を必要とするときは、市長の承認を得て行い、これに要する費用は、申請者又は使用者が負担します。

記

工事希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
設置する土地、建築物等、使用者の現況					
戸別合併処理浄化槽設置場所	栗原市				地目
上記土地の所有者			申請者との続柄		
建築物等所有者			申請者との続柄		
敷地面積	建築面積	延床面積	使用人員	水源	備考
m ²	m ²	m ²	人	市水道・自家水	
設置予定浄化槽		人槽			
添付書類					
1 申請者及び戸別合併処理浄化槽を設置する土地の所有者(当該所有者が死亡している場合にあっては、当該土地の相続人)の印鑑証明書(発行日から3月以内のものに限る。)、当該土地の登記事項証明書及び地籍図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図をいう。)又は公図(地籍図に準ずる図面をいう。)の写し 2 戸別合併処理浄化槽を設置する土地の位置図並びに排水設備を設ける建築物等の配置図及び平面図 3 その他市長が必要と認めるもの					

※下記を記入してください。

土地の使用同意書	
栗原市戸別合併処理浄化槽設置条例第7条の規定に基づき、戸別合併処理浄化槽が設置されている間、下記土地については、市職員(市が委託した業者を含む。)の立入及び無償での使用について同意します。	
記	
1 申請者:住所	_____
氏名	自筆 実印
2 土地所有者:(当該所有者が死亡している場合にあっては、当該土地の相続人)	
住所	_____
氏名	自筆 実印
3 戸別合併処理浄化槽設置場所	栗原市 _____

年 月 日

栗原市長 殿

(申請者) 住 所

氏 名 自 筆 実印

電話番号

浄化槽の設置に係る承諾及び接続に関する誓約書

このことについて、栗原市戸別合併処理浄化槽設置条例第6条の規定に基づく申請をするにあたり、浄化槽の設置及び申請要領の内容を承諾します。

また、同条例第8条の規定に基づき、遅滞なく排水設備を設置し、浄化槽へ接続することを誓約いたします。

年 月 日

栗原市長 千葉健司 様

(申請者) 住 所

氏 名 自 筆 実印

電話番号

誓 約 書

今般、栗原市戸別合併処理浄化槽設置条例に基づく浄化槽の設置申請にあたり、本設置場所の土地所有権が移転されていないことから、この所有権に関しては下記のとおりすみやかに移転続きを行うことを誓約いたします。

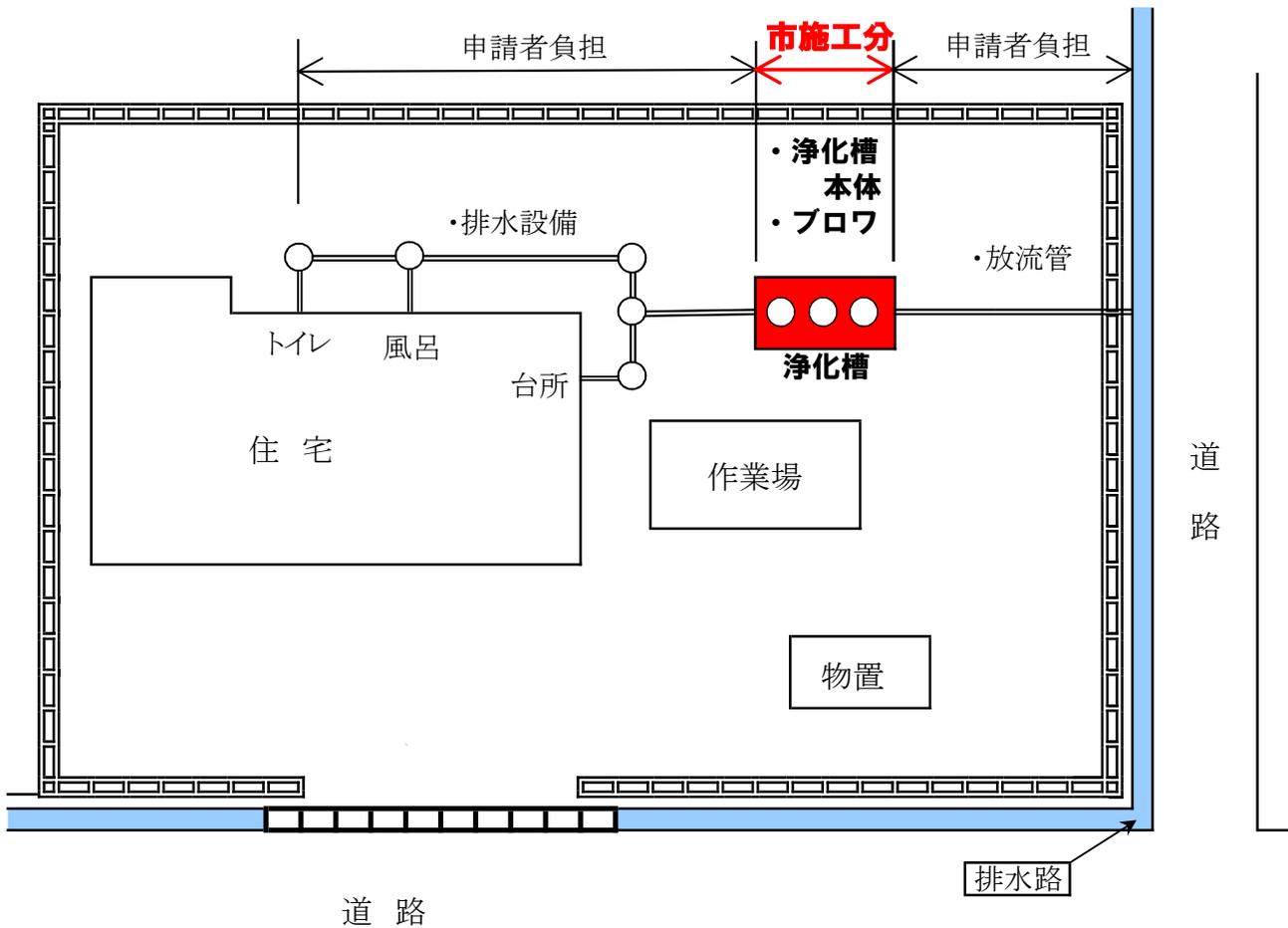
記

設置場所 栗原市

所有権者 (現在の土地所有者)

(移転後の土地所有者)

市設置型浄化槽設置に伴う費用負担区分



【市負担分】

- ◎工事費分
 - ・浄化槽本体標準工事費
 - ・プロフ設置及びプロフ配管標準工事費
- ◎維持管理分
 - ・浄化槽保守点検費
(委託業者による定期的な点検費)
 - ・法定検査費
(法定検査センターによる年1回の水質検査費)
 - ・浄化槽汚泥引抜処分費
 - ・通常使用で故障及び破損等があった場合の修繕費

【申請者負担分】

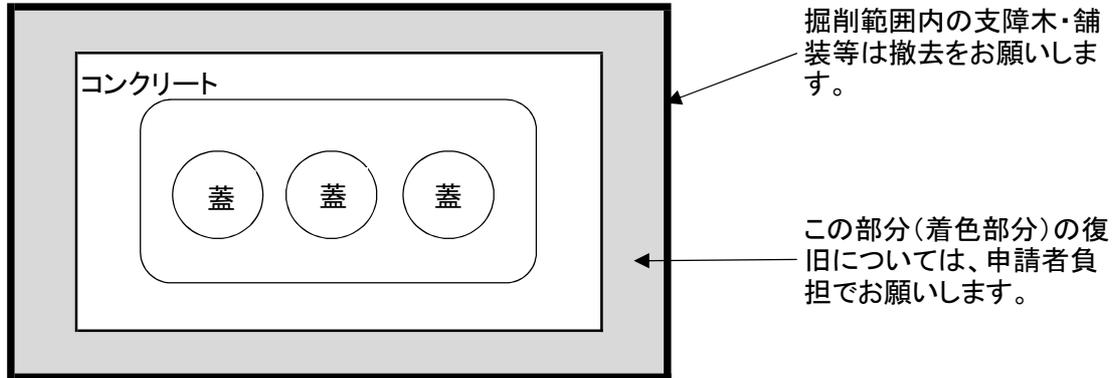
- ◎工事費分
 - ・受益者分担金
 - ・宅内排水設備工事費
 - ・既設浄化槽及び便槽の撤去処分費
 - ・プロフ設置位置までの電気工事費(コンセント取付)
 - ・浄化槽設置位置における支障木及びアスファルト舗装等の撤去及び復旧のための工事費
- ◎維持管理分
 - ・浄化槽使用料
 - ・プロフ運転の電気料
- ※追加工事を実施した場合
 - ・放流ポンプが必要な場合は、その工事費
 - ・臭突管が必要な場合の工事費
 - ・放流ポンプ設置の場合、その電気料及び維持管理費
 - ・臭突管設置の場合、その維持管理費
 - ・浄化槽に標準設計以上の荷重がかかるおそれのある場合は、その対策のための工事費
 - ・搬入路を確保するための工事費(支障物撤去、鉄板等)
 - ・浄化槽設置位置が標準よりも深くなったために、ピットを設ける工事費

市設置型浄化槽工事の範囲等

- 栗原市が行う浄化槽設置工事は、浄化槽を設置する設置場所が土の状態(更地)の状態での工事を前提としていますので、工事を行う際に支障木の伐採や移植、アスファルト舗装等の撤去については申請者負担で実施していただき、更地の状態で浄化槽設置工事を行うことになります。

なお、浄化槽設置後の舗装復旧等についても、申請者負担となります。

また、設置場所について、本工事で設置する浄化槽は、乗用車(2000cc以下かつ総重量2t以下)が載る程度の強度を想定しています。これを超える車両等が載ることが想定される場所に浄化槽を設置する場合は、申請者負担で補強工事を行う必要があります。



※乗用車(2000cc以下かつ総重量2t以下)を超える車両等が載る場所へ設置する際の補強工事は申請者負担となります。

- 放流ポンプについて

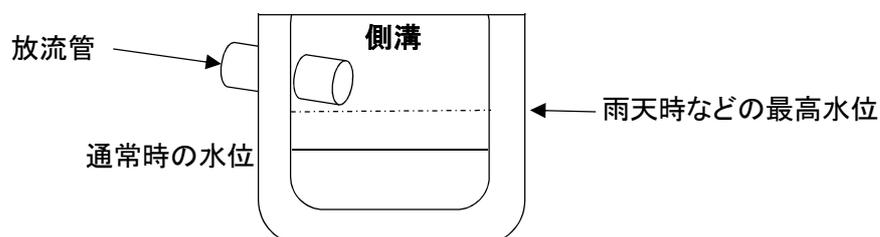
浄化槽処理水の排除方法は原則として自然流下方式です。しかし、自然放流ができず、放流ポンプの設置を要する施工の場合については、申請者負担で放流ポンプと臭突管を設置し、維持管理する必要があります。



- 臭突管について

放流ポンプを設置すると、放流管が水封されることとなり、浄化槽内の空気の逃げ道がなく、浄化槽内から臭気が発生する恐れや、消毒剤から発生する塩素ガスによって浄化槽内機器類等が腐食する恐れがあります。そのため、臭突管や通気管を設置し、申請者負担で維持管理する必要があります。

- 放流管は、放流先の最高水位より高くなるよう留意して計画してください。

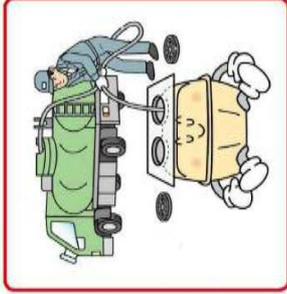


浄化槽のしごと

保守点検 浄化槽の総合 メンテナンス



保守点検は、使用者(浄化槽管理者)の責任で行います。ただし、専門的知識等が必要となるため、保守点検業者に委託することができるようになっています。



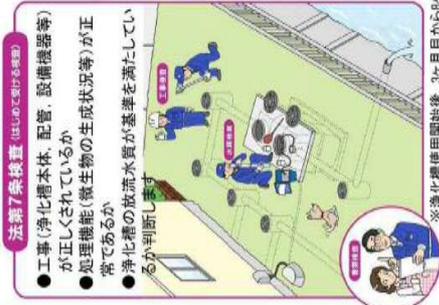
浄化槽の機能を最大限に発揮し、良好な処理水を
得られる様になっています。

清掃は、浄化槽の汚れを洗浄しながら
溜まった汚泥を抜き取り、適正水位まで
水張りする作業をいいます。



法定検査

新たに設置された浄化槽について



法定検査は、外観検査、水質検査、書類検査により、浄化槽が正常に働いているかを第三者の視点で総合的に判断するものです。

必ず受けましょう



既存の浄化槽について



※年度内(4月初めから翌年3月末まで)に、1回の検査
になります。

編集・発行 公益社団法人
宮城県生活環境事業協会
浄化槽法定検査センター
〒983-0035 宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目5-15
TEL.022-231-2755 FAX.022-236-2715
<http://www.m-seikatsukankyo.or.jp>

浄化槽のはなし



栗原市 上下水道部

〒989-5171 栗原市金成沢辺町沖200
TEL. 0228-42-1133 FAX. 0228-42-1149

カンタンにできる
「生活排水」
を減らすコツ

合併処理浄化槽の上 手な使い方



生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。生活排水が、河川や海の水を汚しています。水を汚さない一番の方法は、私たち自身が「汚れた水」をそのまま流さない生活”をすることなのです。

台所で 必要な分だけつくり、飲み物は残さずに飲みきる分量で

皿や容器のよごれはふき取ってから
使い終わった油は断念してふき取ってから流さねえ

汁物はできるだけ流さない
ああダメ！ 残ったお汁はそのまま捨てないでね！

調理油は適量で
調理して使うようにね

洗面所で 歯ミカキ粉は適量で

水も流しはまじし

わだちでもできることがいっぱいあるわ。

ちよっとした工夫で、浄化槽の負担を軽減できるのね。

トイレで 異物・薬品・使い過ぎ等に気をつけて

異物は流さない
箸の芯やゴミ、お菓子の包装紙なども流さないでね

便器の掃除に塩素等の劇薬は使用しない
雑草が死んでしまうよ

トイレの水はキチンと流してください
節水型のトイレはきちんと流してあげないと、微生物の機能は十分に働かなくなるよ

調理クズ・食べ残しはゴミとして処分 使用済み油は固形ゴミで出してね

作ったお油は、固形ゴミとして出してね

米のとぎ汁は捨てずに再利用
米のとぎ汁はほくほくと汁を絞って、ほくほくと汁を絞って

台所のゴミは「粗ごみ」に入れてね
「燃やさないゴミ」に入れてね
「資源物」は分別して出してね

お風呂で いろんなことに使えて、お得

浴槽の残り湯は一気に流さない
微生物が死んでしまう前に、汚れが外に流れ去るまで、お風呂はしばらく使わないでね

イオウ系の入浴剤・カビとり剤の使用は控えめに
イオウ系の入浴剤やカビとり剤は、微生物に影響を及ぼし、浄化槽の機能を招くこともあるよ

洗濯で 適量で家計にもお得に

洗濯機(プロウ)の電源は絶対に切らない
微生物が死んでしまい、排水が浄化されずに悪臭を放ちます

浄化槽のフタはきちんと閉める
アンホールが開いていたり、まぐさが入ると危険です。きちんと閉めておけば、必ず大丈夫です

浄化槽の上には物を置かない
浄化槽の周辺は、土壌・地盤が弱くなっているように思われます

お風呂で いろんなことに使えて、お得
イオウ系の入浴剤・カビとり剤の使用は控えめに
イオウ系の入浴剤やカビとり剤は、微生物に影響を及ぼし、浄化槽の機能を招くこともあるよ

生活排水を減らすコツ

わだちでもできることがいっぱいあるわ。

ちよっとした工夫で、浄化槽の負担を軽減できるのね。

水も流しはまじし

わだちでもできることがいっぱいあるわ。

ちよっとした工夫で、浄化槽の負担を軽減できるのね。

浄化槽で 周囲にも気配り

送風機(プロウ)の電源は絶対に切らない
微生物が死んでしまい、排水が浄化されずに悪臭を放ちます

浄化槽の上には物を置かない
浄化槽の周辺は、土壌・地盤が弱くなっているように思われます

浄化槽のフタはきちんと閉める
アンホールが開いていたり、まぐさが入ると危険です。きちんと閉めておけば、必ず大丈夫です

お風呂で いろんなことに使えて、お得

浴槽の残り湯は一気に流さない
微生物が死んでしまう前に、汚れが外に流れ去るまで、お風呂はしばらく使わないでね

イオウ系の入浴剤・カビとり剤の使用は控えめに
イオウ系の入浴剤やカビとり剤は、微生物に影響を及ぼし、浄化槽の機能を招くこともあるよ

洗濯で 適量で家計にもお得に

洗濯機(プロウ)の電源は絶対に切らない
微生物が死んでしまい、排水が浄化されずに悪臭を放ちます

浄化槽のフタはきちんと閉める
アンホールが開いていたり、まぐさが入ると危険です。きちんと閉めておけば、必ず大丈夫です

浄化槽の上には物を置かない
浄化槽の周辺は、土壌・地盤が弱くなっているように思われます